

○栗東市ごみ収集カレンダー有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗東市が発行する「ごみ収集カレンダー」（以下、「カレンダー」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、栗東市有料広告掲載要綱（平成19年栗東市告示第30号。以下「要綱」という。）にさだめるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の掲載枠数、規格は次のとおりとする。

(1) 広告枠数は最大12枠とする。

(2) 広告の規格はカラー刷りとし、広告の寸法は縦80ミリメートル以内、横90ミリメートル以内とする。

ただし、以下の枠を組み合わせることができる。その場合、枠数分の広告掲載料とする。

ア. 同一列の左右2枠

イ. 同一列の上下2枠または3枠

ウ. 同一列の左右2枠および上下2枠

エ. 片面6枠全て

2 広告の掲載位置は市長が決定する。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、1枠当たり8万円とする。ただし前条第1項第2号ただし書きの規定による広告は、2枠分は16万円、3枠分は24万円、4枠分は32万円、6枠分は48万円とする。

(広告掲載の申込み等)

第4条 カレンダーに広告を掲載しようとする者（以下、「申込者」という。）は、栗東市「ごみ収集カレンダー」有料広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする原稿（電子データを含む。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込みは1枠単位とする。

3 広告の申込みが当該広告件数を超えた場合は、先着順とする。

4 広告内容および広告掲載に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(広告掲載の審査・決定等)

第5条 市長は、前条第1項の栗東市「ごみ収集カレンダー」有料広告掲載申込書を受理したときは、要綱第8条の規定により、掲載の可否を決定し、申込者に栗東市広報紙広告掲載許可（不許可）通知書（別記様式第2号）を通知する。

2 市税を滞納している者の広告は掲載しないものとする。

(広告掲載料の納入)

第6条 前条の規定により掲載の許可を受けた者は、市長の指定する期日までに広告掲載料を全額納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第7条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、市長は、申込者の責めによらない事由によって、広告を掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子をつけない。

(掲載の取り消し)

第8条 市長は要綱第9条の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、申込者に損害が生じて一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年11月 1日から施行する。

この要領は、平成23年 9月 1日から施行する。

この要領は、平成24年 9月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 9月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 7月31日から施行する。